

佐賀中部農林事務所の移転に係る運搬業務委託仕様書

佐賀中部農林事務所の移転に係る書類及び事務用品、情報機器等（以下「移送物品」という。）の運搬業務委託（以下「運搬業務」という。）については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

運搬業務については、本書及び委託者の指示に基づいて実施するものとし、本書に記載がない事項については、委託業者との協議のうえ実施するものとする。

記

1 搬出場所と搬入場所

(1) 搬出場所

移送物品の搬出場所は次のとおり。詳細な配置図は別紙1～3, 6を参照。

ア 佐賀総合庁舎（佐賀市八丁畷町8-1）

(ア) 本館：1階～4階（エレベーター有り）

(イ) 別館：1階車庫横、2階倉庫大、2階倉庫小（エレベーター無し）

(ウ) 土壌診断室（平屋建物）

(エ) 車庫（平屋建物）

イ 佐賀県自治修習所（佐賀市大和町大字川上930番地）

(ア) 研修棟：1階

(2) 搬入場所

移送物品の搬入場所は次のとおり。詳細な配置図は別紙1, 4～6を参照。

ア 佐賀総合庁舎（佐賀市八丁畷町8-1）

(ア) 本館：1階

(イ) 車庫（平屋建物）

イ 佐賀市大和支所（佐賀市大和町大字尼寺1870番地）

(ア) 庁舎：2階（エレベーター有り）

(イ) 車庫横倉庫（平屋建物）

ウ 高志館高校（佐賀市大和町大字尼寺1698番地）

(ア) 資材倉庫（平屋建物）

エ 佐賀県自治修習所（佐賀市大和町大字川上930番地）

(ア) 研修棟：1階、2階（エレベーター無し）

(イ) 宿泊棟：1階

(3) 搬出場所と搬入場所の注意事項

佐賀総合庁舎の本館1階及び車庫並びに佐賀県自治修習所の研修棟1階は搬出場所であり搬入場所となる。

佐賀総合庁舎の本館1階及び車庫に、同敷地内の他の場所にある不用物品を搬入すること。なお、搬入前に当該場所にある移送物品は搬出しておくこと。

また、佐賀県自治修習所の研修棟1階は移送物品の搬入場所だが、既設の物品があるため、搬入前に当該物品を搬出して研修棟2階に搬入すること。

2 搬出、搬入日及び作業時間

(1) 搬出、搬入日

搬出と搬入は、大きく分けて以下の3回の工程で実施する。

なお、大規模災害等やその他諸般の事情で当日業務を行えない場合については、代替日を別途協議のうえ定める。

ア 移転日当日における移送

令和8年8月1日(土)、2日(日)の2日間で行うものとする。

事務所(執務室)の移転当日の移送という位置づけとなる。この搬出日前日に移転前の業務を完全に終了し、搬入日の翌平日から移転後の業務を開始する。

よって、事務用品、情報機器等は、この日に移送することとなる。

主な搬出場所は佐賀総合庁舎の本館3階執務室と本館4階倉庫で、搬入場所は佐賀市大和支所の庁舎2階執務室である。

なお、本移送を1日で実施することができる場合、令和8年8月1日(土)に行うものとする。

イ 事前移送

7月上旬から上記アまでの期間に行うものとする。実際の実施日は別途協議のうえ定める。

普段の業務で頻繁に使用しているわけではない書類等を前もって移送することにより、上記アを確実に2日間で終わらせるようにすることを目的に実施するものである。

主な搬出場所は佐賀総合庁舎の別館2階倉庫大、同2階倉庫小、土壌診断室で、搬入場所は佐賀県自治修習所である。

また、この移送では、主に佐賀総合庁舎の別館2階と土壌診断室にあるスチールラックを解体し、搬入場所で組み立て、設置する必要がある。

ウ 不用物品の搬出、搬入

令和8年8月3日(月)、4日(火)の2日間で行うものとする。

佐賀総合庁舎の各搬出場所にある不用物品を搬出し、什器(机、椅子、棚等)は車庫に搬入し、それ以外は本館1階に搬入すること。

なお、本作業を1日で実施することができる場合、令和8年8月3日(月)に行うものとする。

(2) 作業時間

作業時間は、午前8時30分から午後5時15分の間とし、業務を作業時間外に行う必要がある場合は、委託者の了承を得ること。

3 移送物品の概要

移送物品は、書類や事務用品、情報機器等であり、その種別と数量の概要は、別紙7～9のとおり。当該資料は主要な移送物品を記載しているものであり、当該資料に記載のない書類や消耗品・軽微な物品も移送するものとする。

4 受託者の要件

- (1) 移送物品には個人情報が含まれるため、受託者は、作業に従事する者（以下「作業員」という。）に対し、秘密保持及び個人情報保護に関する誓約書を提出させること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり損害保険に加入していることを証明する書類を委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、運搬業務を円滑に実施するため、執務室等の配置や状況、搬入搬出経路の状況及び移送物品の状況等を事前に把握しておくこと。

5 運搬業務に係る作業区分等

運搬業務に係る作業区分は次のとおりとする。

(1) 委託者が行なう業務

- ア 移送物品のうち委託者で容易に梱包できるものについて、梱包と移送先を示したラベルの貼付け及び移送物品を置いている場所（以下「搬出場所」という。）での引き渡し
- イ 移送物品のうち委託者で容易に梱包できないものについて、ラベルを貼付けて現状のまま搬出場所での引渡し（可能な限り、機器に付属しているケーブル、電源コード類は取外して整頓して引渡す）
- ウ 搬出、積込みの確認と荷卸し、搬入の確認
- エ 委託者が指定し受託者が運搬した場所（以下「搬入場所」という。）での開梱、整理

(2) 受託者が行なう業務

- ア 事前に職員向けの説明会を開催し、梱包方法等の作業手順について周知を行うこと。当該説明会は、全職員が参加可能となるよう、複数回に分けて実施すること。また、説明会において使用するマニュアルを作成し、委託者に提出のうえ、当該マニュアルに基づき説明を行うこと。
- イ 梱包用資材（段ボール、梱包テープ、ラベル等）の提供

- ウ 運搬にあたっては、道路規制や渋滞等の付近の交通事情を十分配慮し、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、円滑な作業の進行に努めること
- エ 運搬業務遂行に必要な関連業者との調整
- オ 作業に必要な場所等の養生
- カ 現状のままで渡された移送物品について、緩衝材の使用など移送物品に損害を与えないための必要な措置
- キ 搬出場所から車両への積込み、運送、荷卸し、搬入場所への運搬
- ク 作業員の監督と運搬中の移送物品の監視
- ケ 作業に要した場所の整理、清掃
- コ 不要となった梱包用資材の回収
- サ 本業務上生ずる官公署および第三者に対する許認可の申請事務等の手続きを全て行うこと。

6 再委託

本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

7 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後、工程や作業車等の配置等を示した業務計画書、連絡体系表を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

8 作業責任者の配置

- (1) 受託者は、本業務の円滑な遂行を図るため、当該又は類似業務に関わる十分な経験若しくは技能を有する者を作業責任者として選任し、委託者に名簿で提出すること。
- (2) 作業責任者は、委託者との連絡調整、作業員の指揮監督を行うこと。

9 作業員の配置

受託者は、運送業務が安全かつ円滑にできるよう作業員を確保し、必要な箇所に配置すること。

10 作業前後の報告

- (1) 作業責任者は、当日の作業開始前において、作業従事者数、車両数、作業計画の変更の有無について、委託者に報告すること。
- (2) 作業責任者は、作業当日の業務終了時に作業経過の報告を委託者に行うこと。また、業務を完了したときは、完了報告書を提出し委託者の検査を受けること。

11 緊急時の報告

作業責任者は、次の場合は、委託者に直ちに連絡又は報告すること。

- (1) 作業員に事故があったとき
- (2) 委託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 委託業務の実施中、移送物品及び施設・設備等の破損、汚損したとき。
- (4) 第三者に損害等を与えたとき。
- (5) その他必要を思われる事項。

12 現場管理

- (1) 受託者は、来訪者、県職員及び作業員等への安全を確保すること。
- (2) 受託者は、運送業務の実施に伴う作業員の疾病、傷害、その他の事故等については、原因の如何にかかわらず責任を負うこと。また、第三者に与えた損害等についても同様とする
- (3) 作業責任者及び作業員は、運搬業務の従事中は、受託者と認識できる服装等を着用すること。
- (4) 作業責任者及び作業員は、運搬業務の実施にあたり、火気使用、騒音等に注意すること。
- (5) 作業責任者及び作業員は、作業区域以外に立ち入るときは、関係部署の承諾を得ること。
- (6) 指定された場所以外では休憩や喫煙はしないこと。

13 運搬業務上の留意点

- (1) 2の(1)の日程については大規模災害等を伴う恐れがある場合を除き、雨天であっても運搬業務を行うため、雨天の場合は防水対策等の必要な措置を行うこと。
- (2) 施設の廊下等に物品をみだりに積載し、通路の安全を妨げることの無いよう十分に配慮すること。
- (3) 受託者は、この業務の実施にあたっては、作業員に運搬業務の内容等を周知徹底し、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。
- (4) 受託者は運搬業務の遂行上、知り得た秘密及び個人情報に関する事項を第三者に漏らし、又はほかの目的に使用してはならない、また、そのことについて作業員に対し徹底させること。
- (5) 受託者は、運搬業務中に発生した移送物品の破損・紛失について、原因の如何を問わず、原則としてその責任を負うものとする。